



経営とSDGs ～取組は身近なことから～

SDGs
17のゴール



業種別でみる具体的な取組内容 製造業①

前は「SDG コンパス (SDGsの企業行動指針)」に沿ってSDGsへの取り組み方をご紹介しました。今回はステップ1の「SDGsを理解する」に重点を置き、業種別の具体的な取組内容をシリーズで紹介していきます。今回は製造業についてです。

※以下で紹介する取組はあくまで一例です

生産地とのフェアトレード

開発途上国の農産物や製品などを、現地の生産者にとっての公正な価格で輸入する、国際フェアトレード認証[※]を取得することで、生産者の労働環境の改善や雇用の創出を支援する。

※国際フェアトレード機構が定める基準を守り、フェアな貿易・取引をしていることを証明するラベル

関連する
ゴール



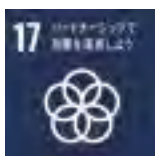
関連する
ゴール



地域との防災協定

製造工場のある地域の自治体と防災協定を締結し、災害時に食料品や防災用品などの物資を供給したり、住民に必要な情報を提供する。

関連する
ゴール



関連する
ゴール



産業廃棄物のリサイクルを検討

製造過程で排出される産業廃棄物を、資源として活用できないか研究し、再利用を検討する。新たな資源を手に入れるとともに、廃棄時の環境負荷を軽減できる。

(協力：東京海上日動火災保険株式会社)

出典：「SDGs取組のヒント」

2ドア軽自動車地域最安値
2,200円
24時間
1週間 **8,580円** ~ 1ヶ月 **27,280円** ~
メンテナンス不要・保険付き・税込

**買うより借りる
ガッツでしょ!**
ガッツレンタカー新潟駅前店
TEL: 025-256-8520 FAX: 025-256-8325
新潟市中央区明石 1-2-10 コーポ明石1F
<https://guts-rentacar.com/>

『認定支援機関』として新潟の企業を応援します!
詳しくはこちらへ → <https://www.ogawakaikei.co.jp/>
(本店) 新潟市東区豊2-6-52 TEL 025-271-2212

**税理士法人
小川会計**
●法人税務～相続まで総合支援
●事業承継とコロナ対策支援

**株式会社 小川会計
コンサルティング**
●経営計画策定・モニタリング支援
●認定支援機関補助金申請

**社会保険労務士法人
K B S**
●人事・労務相談
●就業規則・助成金申請

会社の福利厚生を応援します
新潟市が出資している法人です。
従業員1人当たり月800円で、充実した福利厚生を実現!

会員募集中!
主な事業：慶弔給付、健康維持増進、自己啓発援助、余暇活動援助ほか
詳しいサービス内容はインターネットで

愛称 **ニピイ**
公益財団法人
新潟市勤労者福祉サービスセンター
新潟市中央区西堀通6-878-1 西堀7番館ビル3F
電話 (025) 201-6113 <http://www.nipy.jp/>

令和4年度 税制が改正されます②

令和3年2月10日に「令和4年度与党税制改正大綱」が決定しました。
主な改正項目は以下の通りです。（商工会議所要望が反映された主な改正項目を掲載しています。）



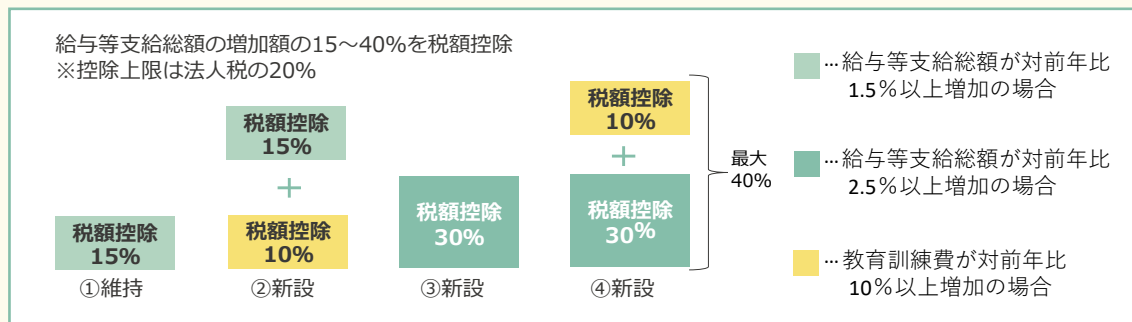
☑ ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

① 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能
※ただし、節税目的の貸付用資産（主要な事業として行われるものを除く）は対象外に

② 所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長



③ 地方拠点強化税制の延長（2年）拡充

本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置を2年間延長

- 設備投資減税（オフィス減税）→ 建物等を取得した場合に適用
- 雇用促進税制→ 新たに従業員を雇い入れた場合等に適用
- 対象事業部門に **情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）** を追加
- 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が **1名以上増加に緩和**

④ オープンイノベーション促進税制の延長（2年）拡充

- ・ スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価格の25%を所得控除
- ・ 対象となる株式の保有期間を3年（現行5年）に短縮
- ・ 出資をうけるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以後の期間に係る要件（現行：10年）について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は設立後15年未満まで拡充

⑤ 5G導入促進税制の延長（国税3年、地方税2年）※国税は段階的に縮減

⑥ ワークブル推進税制の延長（2年）拡充

- ※ 地域の賑わい創出のため、民間事業者が、空きスペースや店舗の低層部分等を地域に広く開放した場合の固定資産税等に対する税制優遇措置
- ※ 適用対象に電源設備、給排水設備、冷暖房設備が追加された。